

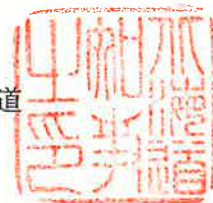
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道標津郡中標津町東三十二条北一丁目2番地

氏名 道北解体有限会社  
代表取締役 中村 裕美子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14号第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)10月12日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)10月11日

## 1. 事業の範囲

埋立(廃プラスチック類(自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))をいう。以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、ゴムくず(ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。))、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る。))、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場  
設置場所 標津郡中標津町共立3番16、18  
設置年月日 平成25年(2013年)7月19日  
処理能力 12,935㎡、85,675㎡  
許可年月日 平成19年(2007年)5月8日  
許可番号 根環生第392号

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年(2003年)	10月12日	許可の更新
平成20年(2008年)	10月23日	許可の更新
平成25年(2013年)	10月12日	許可の更新
平成29年(2017年)	10月1日	施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
平成30年(2018年)	10月12日	許可の更新
令和5年(2023年)	10月12日	許可の更新

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

存・無